第七十八条中「（以下「火災発生時」という。）」を削り、「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条第四号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第七十九条第三号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第八十一条第五号ニ中「ナトリウム冷却型高速炉」の下に「に係るもの」を、「液位」の下に「とする。」を加え、「損傷」を「著しい損傷」に改める。

第八十二条中「採らなければ」を「講じなければ」に、「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条第一号中「者に」の下に「運転を」を加え、同条第二号中「行わない」を「行わせない」に改める。

第八十三条第一項中「核燃料物質又は」を「核燃料物質又は」に改め、同項第三号ロ中「生ずる」を「生じる」に改め、同条第四項中「発電用原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し」を「第一項の規定は」に、「講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる」を「講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない」に改める。

第八十四条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同条第二項中「第四十三条の二十二第一項」を「第四十三条の三の二十二第一項」に改め、同項第四号中「第三号の二」を「第四号」に改める。

第八十五条の見出し中「事業所内」を「事業所」に改める。

第八十六条第二項中「掲げるもの」を「掲げるとおり」に改め、同項第二十二号イ中「施設等」を「施設その他」に改める。

第八十七条第一項第三号中「、作業手順書等の保安規定上の位置付け並びに発電用原子炉施設の定期的な評価」を「並びに作業手順書等の保安規定上の位置付け」に改め、同項第二十四号中「の各号」を「各号」に改め、同項第二十五号中「、経年劣化」を「並びに経年劣化」に改め、同条第二項中「第七十七条の二第一項若しくは第二項」を「第七十七条第一項、第二項若しくは第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項の規定」に改め、同条第三項中「第四十三条の二の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改め、同項第十七号中「廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）の保全のための活動を行う体制の整備に関すること」を「の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）」に改める。

第八十八条第一項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第八十九条第一項第六号中「体制整備」を「体制の整備」に改め、「掲げる」の下に「事故の」を加え、「ハに」を「ハまでに」に改め、同条第二項第九号中「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の」を「発電用原子炉施設において」に改める。

第九十条第二項第二号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第九十一条第一項中「核物質防護規定の」の下に「認可を受けようとする」を加え、同条第二項中「写し二通」を「写し一通（発電用原子炉施設のうち令第六十三条第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第九十三条第二項中「写し二通」を「写し一通（発電用原子炉施設のうち令第六十四条の表第三号の特定発電用原子炉に係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第九十四条中「もの」を「とおり」に改め、同条第一号中「にある」の下に「者である」を加え、同条第二号中「有する」の下に「者である」を加え、同条第三号中「認めた」の下に「者である」を加え、同条の次に次の六条を加える。

（安全性の向上のための評価）

第九十四条の二　法第四十三条の三の二十九第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をする者は、発電用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければならない。

（安全性の向上のための評価の実施時期）

第九十四条の三　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価の結果等の届出）

第九十四条の四　法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　前項の提出部数は、正本一通とする。

（届出事項）

第九十四条の五　法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　当該安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第九十四条の六　法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ　当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ　当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十四の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ　当該発電用原子炉施設において、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二　前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三　前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

（評価の結果等の公表）

第九十四条の七　法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第九十五条中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改め、同条第一号中「うち」を「うち、」に改め、「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第二号から第六号までの規定中「うち」を「うち、」に改める。

第九十六条第一項及び第三項中「第四十三条の三の二十九第一項」を「第四十三条の三の三十第一項」に改める。

第九十七条第一項及び第三項中「第四十三条の三の二十九第三項」を「第四十三条の三の三十第三項」に改める。